REA NFORMATION

「働き方・休み方改善ポータルサイト 開設! あなたの会社でも働き方改革を 進めてみませんか?

厚生労働省では、企業の皆様が社員の働き方・休み方の改善に 向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータル サイト」を1月30日より開設いたしました。

サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休 み方改善指標 | や、「企業における取組事例 | などを掲載してい ます。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行え ます。

<ポータルサイト> http://work-holiday.mhlw.go.jp/

長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメン タルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下しま す。また、企業としては、離職リスクの上昇やイメージの低下な ど様々な問題が生じることになります。社員のために、そして企 業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得が 求められています。是非、このポータルサイトを活用して、職場 の働き方改革を進めましょう!

★お問い合わせ先

福井労働局 労働基準部 監督課 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎

TEL:0776-22-2652

福井商工会議所「E-mail news」登録者募集中!

福井商工会議所では、当所が実施する事業(研修会・セミナー・イ ベント)や経営情報(調査・統計)のほか、国の政策情報、県内産業政 策情報、地域情報など企業経営に有用な情報を1本のメールにまと めて皆様に配信しています。是非、この機会にご登録ください!

≪登録はとっても簡単!≫

- 毎週木曜日配信 -

①メールアドレス②氏名③会社名④所属部署⑤電話番号を 記入の上、会員サービス課 (pub-info@fcci.or.jp) までメー ルでお送り下さい。

★お問い合わせ先

福井商工会議所 会員サービス課 福井市西木田2-8-1 TEL:0776-33-8254

自動車の名義変更・抹消・住所変更の 手続きは確実に!!

自動車税は、自動車検査証の記載に基づき課税されます。

- ●自動車を下取りに出したら?→「名義変更」
- ●自動車を廃車したら?→「抹消登録」 手続きされていないと、すでに自動車が手元にないのに自動車 税が引き続き課税されます。
- ●住所が変わったら?→「変更登録」

手続きされていないと、自動車税の納税通知書が元の住所に発 送されてしまいます。変更登録が間に合わない場合は、以下の 問い合わせ先に連絡するか、電子申請「ふくe-ねっと」から 自動車税住所変更届の提出をお願いします。

~自動車税は車検時に納めるものではありません!~ まだ納めていない方は、滞納処分の対象になります。 速やかに納税をお願いいたします。

★お問い合わせ先

福井県税事務所 TEL:0776-21-8274 嶺南振興局税務部 TEL:0770-56-2223

「不動産鑑定士による地価等に関する無料相談会」 開催のご案内

毎年4月1日の「不動産鑑定評価の日」に関連する事業として、 地価公示並びに県地価調査制度の普及を図るため、地価等に関す る無料相談会を開催します。当日会場へお越しの方はどなたでも 相談を受けることができますので、お気軽にお越しください。

【日時】 平成27年4月7日火 10:00~15:00

【会場】 福井市役所 本館1階 市民ホール

【内容】 福井県内に存する土地・建物等の適正な価格並びに地 代・家賃等に関して、不動産鑑定士が無料で相談に応 じます。

★お問い合わせ先

(公社) 福井県不動産鑑定士協会 事務局 福井市中央1-3-1 加藤ビル2階

TEL:0776-21-0501 FAX:0776-21-0525